

凡例

問合わせ(申込先)

HPホームページアドレス

Eメールアドレス

# 国民年金特集

## 国民年金の加入者

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

また、60歳以上の方や外国に住んでいる日本人が希望すれば加入できる任意加入制度があります(別表1参照)。

## あなたの生活を支える3つの年金

### 老齢基礎年金

受給資格期間(別表2参照)が25年以上ある方が、65歳になつてから受けられる年金です。

### 年金額

20歳から60歳になるまで40年間保険料を全て納めると満額の年金を受給できます。

### 年金額(満額)

77万2800円(平成26年4月)

年金額の計算方法は別表3のとおりです。

年金額は物価の変動に応じて金額が改定されるので、年金の価値は将来も保障されま

### 受給開始年齢

原則、65歳です。希望により、60歳以上65歳未満の間に繰り上げて、または66歳以降に繰り下げて受給もできます。その場合、繰上げまたは繰下げ支給の請求をした時点(月単位)に応じて一定割合で年

金額が減額、または増額されます。

### 障害基礎年金

障害の原因となる傷病の初診日において、次の要件のいずれかに該当する方で障害認定日において、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

- ①国民年金に加入中の方
- ②国民年金に加入していた方で、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方
- ③20歳前(厚生年金、共済年金)

金加入中を除く)の方  
①②の場合は保険料の納付要件が、③の場合は本人の所得制限があります。  
障害認定日とは  
初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。ただし、1年6カ月を経過した日が20歳前の場合は、20歳に達した日が障害認定日となります。

### 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次の要件のいずれかに該当する方が死亡した場合に、その方によって生計が維持されていた「子」のある配偶者や「子」に支給されます。

別表1

## 国民年金の加入者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方全員が加入します。

(上乗せ部分) → 国民年金基金・付加保険料 + 厚生年金・共済年金

(基礎部分) →

## 国民年金(基礎年金)

被保険者の種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
加入者	自営業者・学生などで厚生年金や共済組合に加入していない方	会社員・公務員など職場の年金に加入している方	第2号被保険者に扶養されている配偶者 ◎3号届出が必要です
加入手続	区役所・特別出張所の窓口	勤務先	配偶者の勤務先
保険料	ご自身で納付します。	厚生年金保険料・共済年金掛け金として給料から天引きされます。	厚生年金保険制度・共済組合制度が一括して負担しています。

### 希望により任意加入できる人(任意加入被保険者)

- ・日本国内に住む60歳以上65歳未満の方(受給資格期間を満たしていない方、年金額の増額を希望する方(480月限度)に限ります)
- ・65歳以上70歳未満の方(受給資格期間を満たしていない方に限ります)
- ・外国にお住まいの日本人(20歳以上65歳未満)

別表2

### 受給資格期間とは(主要なもの)

- ・保険料を納めた期間(第2号被保険者期間を含む)
- ・第3号被保険者期間
- ・保険料全額免除期間
- ・保険料4分の1納付期間のうち、4分の1の保険料を納めた期間
- ・保険料半額納付期間のうち、半額の保険料を納めた期間
- ・保険料4分の3納付期間のうち、4分の3の保険料を納めた期間
- ・学生納付特例を受けた期間(注1)
- ・若年者納付猶予を受けた期間(注1)
- ・会社員などの配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)(注2)
- ・屋間部の学生が国民年金に任意加入しなかった期間(平成3年3月以前)(注2)
- ・昭和36年4月以降の厚生年金の脱退手当金などを受けた期間(注2)
- ・昭和36年4月以降、日本国籍を有する方が外国に住んでいた期間(20歳以上60歳未満)(注2)
- (注1): 追納がなければ年金額には反映されません。
- (注2): 年金額には反映されません。

別表3 年金額の計算方法

772,800円 ×  $\frac{\text{保険料納付済月数} + \text{平成21年3月以前の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/3)}}{\text{加入可能月数}} + \frac{\text{平成21年4月以降の免除(一部納付)月数の合計(国庫負担1/2)}}{\text{加入可能月数}}$  ※

※免除(一部納付)月数の年金額への反映

免除(一部納付)区分	年金額への反映	
	平成21年3月以前	平成21年4月以降
全額免除期間	月数×2/6	月数×4/8
3/4免除期間(1/4納付)期間	月数×3/6	月数×5/8
半額免除期間(半額納付)期間	月数×4/6	月数×6/8
1/4免除期間(3/4納付)期間	月数×5/6	月数×7/8

一部納付済であることが前提

◎加入可能月数とは、一般的に480月(20歳から60歳までの40年間)ですが、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、昭和36年4月1日から60歳までの期間をいいます。

別表4

手続き・ご相談内容	窓口
・厚生年金のこと ・第3号被保険者に関すること ・保険料のこと ・年金の請求のこと(注3) (厚生年金期間・第3号被保険者期間がある人) ・年金相談 (国民年金・厚生年金の受給資格期間の確認・年金額の計算など)	中央年金事務所 ☎(3543)1411 中央区銀座7-13-8 第2丸高ビル1・2階 (注3)年金請求の受付を行っています。 ・街角の年金相談センター大森 大田区山王2-8-26 東辰ビル5階 ・街角の年金相談センター新宿 新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル8階
・社会保険労務士による年金相談	区役所1階区民相談室(偶数月の第4水曜日) 日本橋特別出張所相談室 (5・9・1月の第3水曜日) 月島特別出張所相談室 (7・11・3月の第4水曜日) 保険年金課保険年金係 ☎(3546)5371
・第1号被保険者に関すること ・免除の申請のこと ・若年者納付猶予の申請のこと ・学生納付特例の申請のこと ・年金の請求のこと (第1号被保険者期間のみの人) ・特別障害給付金制度のこと	保険年金課保険年金係 ☎(3546)5371

## 第1号被保険者の独自給付

### 寡婦年金

第1号被保険者期間中の納付(免除期間を含む)が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

### 死亡一時金

第1号被保険者期間中の納付が3年以上ある方が年金を受けずに死亡した場合、その

## 保険料を納めるのが困難な場合は

### 学生納付特例制度

学生で本人の前年所得が一定基準以下の方は、申請して承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される制度です(一部対象とならない学校があります)。

申請免除(全額免除・一部納付)

本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると

遺族に支給されます。

### 第1号被保険者の保険料

月額 1万5250円  
付加保険料 月額 400円

定額の保険料に上乗せして納めると将来の年金額に付加年金が加算されます。

保険料の納付が免除されます。それ以外の場合に特例として、天災・失業・倒産などの理由により免除される場合があります。保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる「一部納付」があります。

## 特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間(60歳以上の方や外国に住んでいる日本人の任意加入期間は除く)に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを支給していない障害者を対象とした制度です。

## 年金についての相談は

年金手帳・配偶者の年金手帳・印鑑などを持参してください(別表4参照)。  
☎(3546)5371